

総務常任委員会  
予算常任委員会総務分科会

(令和3年6月21日)

○ 山口智也委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、総務常任委員会を開会させていただきます。

事務局はインターネット中継の開始をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴なしとさせていただきますので、念のため連絡いたします。

また、インターネット中継で委員会を視聴している方にも聞き取りやすいよう、マイクに近づいてご発言いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

審査順序につきましては、当委員会に付託されている請願が1件あり、審査に当たって、請願者に意見陳述の機会を設けることとしていますので、この後に行いたいと思います。

その後、消防本部、財政経営部、危機管理監、総務部の順に行っていきたいと思います。

本年度は、常任委員会委員の2年任期の1年目であることから、課題設定を行い、共通のテーマで議論を深め、政策提言等を目指すサイクルのため、共通調査テーマを設定する必要があります。

つきましては、審査順序のその他事項において、改めて委員の皆様からご意見をいただき、テーマ設定をしていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、各派代表者会議及び広報広聴委員会において、議長より、CTYで放送予定のケーブルニュースと市議会だより6月定例会月議会号に掲載する写真を集めるため、委員会の様子と集合写真を撮影したいとの提案がありました。

委員会の様子は、全部局の審査が終わった後のその他事項の際に、また、集合写真は、委員会終了後に、それぞれ事務局職員が撮影させていただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

次に、今回の総務常任委員会の中で、所管事務調査を行うかどうかを確認したいと思います。

実施については、何かご意見がおありの方はご発言いただきたいと思います。

なお、休会中の所管事務調査につきましては、後ほどお諮りしたいと思います。

この6月定例会月議会中の所管事務調査のご提案がございます方はご発言いただきたいと思います。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、今議会での所管事務調査はなしとさせていただきたいと存じます。

請願第2号 笹川地区内の避難所確保を求めることについて

○ 山口智也委員長

それでは、これより請願の審査を行ってまいります。

請願第2号笹川地区内の避難所確保を求めることについてを議題といたします。

当請願は、旧笹川西小学校の継続使用と有効活用を考える会代表、樋尾重雄様より提出されたものであり、本日、請願者に意見陳述のためお越しいただいております。

本日の請願審査の進め方についてですが、まず、請願者に意見陳述を行っていただき、請願者への質疑、理事者への質疑の時間を設けた後に討論、採決を行う予定としております。

それでは、請願者の方は、請願者席に移動をお願いいたします。

○ 請願者（樋尾）

笹川四丁目自治会の樋尾といたします。自治会長をやっております。

○ 山口智也委員長

どうぞ、おかけくださいませ。

○ 請願者（加藤）

自主防災会長の加藤です。よろしく申し上げます。

○ 山口智也委員長

私は総務常任委員会委員長の山口でございます。本日は、当委員会にお越しをいただき、ありがとうございます。

請願の趣旨をご説明いただき、その後、各委員より質疑させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、請願第2号について、朗読を事務局に求めます。

(事務局朗読)

○ 山口智也委員長

次に、請願趣旨の意見陳述を行っていただきます。

なお、請願者からは、補足資料を使用したいとの申出がございましたので、これを許可させていただいております。

それでは、資料の配付をお願いします。

よろしいですかね。

それでは、請願者の方は、意見陳述をお願いいたします。

○ 請願者（樋尾）

本日、このような機会を与えていただきありがとうございます。

説明に入る前に一つお聞きしたいんですけど、既に議会のほうで、旧笹川西小学校の解体は議決されたと聞いております。その際に、審議されるときに、市から避難所が削減されるということの情報というのは出されたんでしょうか。

○ 山口智也委員長

請願者に申し上げます。

質疑は後ほど設けますので、意見陳述をお願いいたします。

○ 請願者（樋尾）

じゃ、すみません。

まず、市民に説明責任を果たされていないということで。

旧笹川西小学校の校舎解体及び解体に伴う避難所消滅について、以下の経過において、住民への説明、それから、住民との意見交換、協議がなされていない。

これに対して、市民は、市民に対しての市の非常な不誠実さを感じております。

この結果、内容としては、校舎解体に至るまで、市の見解、経過説明、決議、決定事項の報告が速やかに地域の各自治会や住民に伝えられていない。一部の自治会役員とか、ここには入っているんですけど、全体には伝えられておりません。

それから、解体に対する議会審議前に、影響のある近隣住民への事前説明や意見交換が行われていない。それから、議会での解体決定後、避難所消滅という重大事が市民に公示されていない。住民からの指摘で初めて市が行うのはいかがなものでしょうか。

それから、解体着工が7月、今、コロナの影響で8月に変更されておりますけど、4月に回覧板で初めて通知されたことや、再編案が、令和2年12月に、議会の皆さんには公開されているのに、住民の説明会は5月30日ということで、非常に遅いというふうに思います。

それから、説明会に先立って、笹川三丁目、四丁目、五丁目で、説明会がうまくいくように、質問事項を市のほうに提出しております。この回答も、説明会がまだ行われておりませんので、まだいただいております。

ただ、私のほうに、またコロナで延びていったんですけど、既に文書で質問事項を挙げているのであれば、説明会が延びた時点で、また文書で返していただくということも可能ではないでしょうか。

それから、解体・再編事業の進め方の順序が非常に逆であると思います。まだ住民説明会が行われていない段階で、解体工事の入札決定、今議会で契約の承認等の議案が出されているということは、全く順序が逆になっているのではないのでしょうか。

次、ページめくります。

避難所縮小による収容可能人員の不足解消について。

本笹川西小学校は、収容人員303名という施設になっております。これがなくなるといふことは、非常に住民にとって不安が大きい。

本日現在、市からの現状避難所に見合う具体的な代替避難所の明示はされていない。

市は、4月上旬、回覧板にて、新たに設置する施設や公園において、避難機能の導入も検討すると記しておりますが、完成までの3年間、避難所のない空白期間が生じます。

この空白時間に、明日をも発生するかも分からない災害というのが危惧されます。非常に危機意識が低いと思います。

以上、1項、2項の懸案により、下記の請願をするに至りました。

笹川地区内に避難基準に適合した必要十分な避難施設を、解体工事中、工事終了後も途

切れない避難施設を確保すること。

それから、避難所等に関する住民説明会を開き、十分に意見交換・協議を行うこと。

以上でございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

先ほど、請願者の方から質疑という形でございましたけれども、この請願審査の中では、委員のほうから、議員のほうから請願者の皆さんに質疑をさせていただくというスタイルでございますので、ご意見がございましたら、その中でご意見をいただければというふうに思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、請願者の意見陳述はお聞き及びのとおりです。

請願者の方に対し、委員の皆様から質疑があればお願いいたします。

理事者への質疑につきましては、後ほど時間を設けますので、その際をお願いいたします。

それでは、質疑がございましたらお願いいたします。

○ 樋口龍馬委員

お疲れさまです。

請願に対する趣旨の補足を今いただいたところでございます。

請願の趣旨の中に、笹川地区というふうに記述がされています。私たち、この中には笹川にというか四郷に在住している者がおりませんので、なかなか町だけを抜き取って地区という言い方があまりなじみがないんですけれども、四郷地区と読み替えると問題があるんでしょうか。笹川地区なんですか。

○ 山口智也委員長

私が指名してからご発言をしていただきたいと思います。

請願者、お願いいたします。

○ 請願者（樋尾）

別に問題ないです。避難所の件ですから、地区としての考え方に立っていただいても結

構です。

○ 樋口龍馬委員

では、私は、四郷地区というようなイメージで捉えさせていただいて、今回の審査に臨みたいと思います。

○ 山口智也委員長

他にご質疑ございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

文書の中に、校舎解体決定に至るまでの市の見解、経過説明がなされていないということでしたけれども、これは、以前、都市・環境常任委員会で、昨年度、壊した後でどういう施設を造るのか、テニスコートの位置はどこにするのか、そういう議論をした経緯があるんですけれども、そのときにも、きちっと住民説明をした上で、理解を得てから進めることというふうな議論がなされた上ですとしたという経緯がございます。

それが、今回こういうふうに請願が上がるということは、非常にびっくりしているんですけれども、説明が全くなかったというふうに理解してよろしいのでしょうかね。

○ 山口智也委員長

請願者、お願いいたします。

○ 請願者（樋尾）

私のほうが初めて知ったのは、この1月13日です。内容が初めて分かりました。

一般の方に、地域住民に出されたのは4月1日です。一部の方には事前にその情報が流れていたようですが、そういうふうなあれは、例えば広報とか、おしらせ四郷とか、そういうふうな広報の冊子があるんですけど、そういうところには一切出ていないです。

○ 森 康哲委員

そうすると、地元説明会という形で自治会長——現役の地元の自治会長さんなんですよ——にも説明会という名で説明がなかったと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○ 請願者（樋尾）

今年の1月13日に初めてあったということですね。

○ 森 康哲委員

確認なんですけれども、1月13日には、説明会という形で、自治会長さんに説明があったと。

○ 請願者（樋尾）

自治会と、それから、笹川協議会、老人クラブとか、そういう人が、連自治会長会議の前に、30分ぐらいだと思うんですけど、集まって、市の方が説明をされたということです。

○ 森 康哲委員

そこで、壊すことが分かったと、市のほうから説明があったと。その後、市民のほうにどういうふうに説明されるかどうかというのは、周知はしてなかったと、そういうことでよろしいでしょうか。

分かりました。

○ 山口智也委員長

他にご質疑ございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

よろしくお願いをいたします。

今、森委員とのやり取りもあったように、ここに来るまででいろいろご不満があるというのは理解はさせていただくところなんですけど、今回あくまで請願事項として上っている項目は、避難所の基準に適合した確保ということと、説明会をちゃんとやってくださいよということなので、これらのことに関して、私たちは別に特段、異論を挟むところはないんですけど、今、森委員とのやり取りにもあったご不満なところ、そのイメージが、樋尾さんが代表を務められている会の名前としては、請願趣旨とはちょっと違う団体の名前の



ままになっていらっしゃるようですよね。

このところだけ確認したいんですが、この団体の名前ではあるけど、あくまで請願事項としては、このペーパーのとおりということによろしいんですよね。

○ 請願者（樋尾）

結構でございます。

○ 加納康樹委員

その点だけ確認できれば結構です。

○ 山口智也委員長

他にご質疑ございますか。

○ 伊藤嗣也委員

ちょっと確認させてください。

行政が何かをやっていく場合に、ほとんど必ずというか、地域の住民の皆さんを対象とした説明会というのが大前提になってくるとは思います。この請願事項の2番でも、住民説明会が開かれていないから開いてほしいということだと思ってしまうんですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○ 請願者（樋尾）

この計画を進めるに当たって、きちっとした意見交換をして進めていただきたいというのが請願の趣旨です。

○ 伊藤嗣也委員

ごもっともだと思います。やはり行政として、まずは説明会、意見交換、そこで質疑とかが出たら、それにちゃんと答えるということが、これはもう行政としては絶対せないかんことだと思います。

それがなされずに、やはり進んでおるんだとしたら、このような請願が出てきて当然かなというふうに思います。

一部の地縁団体とか各種団体の長に説明を1月13日になされたかもしれませんが、住民説明というのは、そこに住んでおられる住人の方全てが対象になってまいりますので、市民、そういう意味でも、もう一度確認をさせていただきたいんですが、請願事項の1番、2番がありますが、2番はまずは説明会を開いてほしいと、意見交換をしたいんだということ、やるかどうかということと、1番ですけれども、笹川地区内ということが樋口龍馬委員のほうから四郷地区と、一つの行政区、四郷地区という正式な呼び名がありましたけど、それでもいい、理解するというで構わないということでしたが、避難所基準に適合したという、この部分について、少し教えてもらえませんか。

まずは、一つ目は、住民説明会が開かれていないということですので、それは開いてほしいということはあると思うんですが、避難所基準にという言葉がここにあるんですが、これは行政から何か示されたのがありますか。

請願事項1番、笹川地区内に避難所基準に適合した、十分な避難施設を確保することとあります、その辺の基準というのは何か。

#### ○ 請願者（樋尾）

実を言うと、基準というのはないとお聞きしました。ただ、303名の既存の避難所がなくなるというのは、はっきりした事実です。もう一つは、今、避難所、市は、以前は1人2㎡という基準、それから、コロナ対策で4㎡と言っている。

2㎡って、どちらかといえば人が寝てという面積、大体計算すると、160cmぐらいの人が60cmの肩幅でやると1㎡なんですよね。2㎡ってぎりぎりのあれで、その程度でも、足りないんじゃないですかという話です。明らかに303人という避難所は削減されます。

#### ○ 伊藤嗣也委員

もう一点だけ、すみません。

今回の解体で、303人を収容できる避難所がなくなるということだと思うんですが、その避難所というのは、例えば南海トラフ沖地震が発生した場合、沿岸部の市民が約数万人内陸部に避難してくるわけですよ。そうした時の受入れというのも、内陸部の避難所が背負っていかないかんわけです。

私、川島なんですけど、そのような覚悟で、川島行政区のほうは話がなされております。

だから、笹川地区さんにおいても、四郷地区さんにおいても、沿岸部の方々、大勢避難

されてみえたら知らんぷりはできやんと思うんです。そこら辺は請願者、ここに、願意に入っておるんですかね、入ってないですか。

○ 請願者（樋尾）

笹川地区というのは津波等の被害がないもので、地震災害においては、家屋の倒壊とか、その辺で一時的な避難は発生すると思います。安全確保できたら、当然、戻れると。

請願の中でお話ししたのは、津波被害のところの方が見えても、避難所として使えるじゃない。当然、地区が違うから駄目と、絶対言えませんよね。そういう意味を込めて、残すべきだというふうなことを考えています。

○ 伊藤嗣也委員

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にございますか。

（なし）

○ 山口智也委員長

別に、他にございませんので、質疑はこれで終了と。

（発言する者あり）

○ 山口智也委員長

いえ、後でやります。

○ 請願者（加藤）

すみません、1点だけ、参考までに。

今日の話の中で、避難所の不足によって住民が非常に不安を感じているということ、そ

れの代表的な例として、実は今度、7月2日の日に、市長に要望書をお願いするんですが、その署名を今回、このコロナ禍の中で非常に集まっていただくのは難しい中、有志の方があっちこっち可能な限り働いて、動き回って、署名をいただきました。皆さんの不満の声として。それが、昨日現在で1600名ほど、6月末までなので、もう少しあると思いますが、1600名ほどの署名が集まっていますので、ぜひご審議の中でも参考にしていただければと思います。

以上です。

#### ○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、請願者に対する質疑はこれで終了といたします。

請願者の方は、傍聴席へお戻りください。ありがとうございました。

それでは、続きまして、理事者のほうから何か補足説明がありましたらお願いいたします。

#### ○ 服部危機管理監

危機管理監、服部です。おはようございます。

それでは、参考資料を用意させていただきましたので、配付いただけますでしょうか。

#### ○ 山口智也委員長

配付します。

では、お願いいたします。

#### ○ 服部危機管理監

それでは、参考資料の説明を行わせていただきます。

笹川の一丁目から九丁目の方が、在宅時に大規模災害が発生した場合に、利用が想定される四郷地区内の避難所をピックアップして、表と地図上で表示をさせていただきました。

上の表ですが、左から三つ目の指と書いた列に丸がついてあるところ、これは指定避難所でございますが、小中学校の体育館など、公共施設を中心とする長期避難に対応できる施設でございます。災害対策基本法に基づき、市が指定を行います。

市内には119か所ありまして、この地域には7か所ございます。

その隣、緊急の緊という字で表示してある欄につきましては、指定緊急避難場所、これは、一時的な立ち退き避難の場所でございます、学校のグラウンドや公園などで、先ほどの指定避難所を含みます。

これも、災害対策基本法に基づき、市が指定を行うもので、市内には212か所、この地域としては9か所でございます。

また、地区の集会所など、一時的な難を避けるための緊急避難所（その他避難場所）というところですが、そういうのもございまして、これは地域からの要請に基づき、市が指定を行い、地域で開設、運営をしていただく施設でございます。

市内には216か所ございまして、この地域は1か所でございます。

収容人員につきましては、その施設の特定の場所、学校では体育館でございますが、その部分の面積を1人2㎡で換算したものでございます。

資料の説明は以上です。よろしく願いいたします。

#### ○ 山口智也委員長

それでは、委員の皆様から、理事者への質疑があればお願いいたします。

#### ○ 早川新平委員

先ほど、自治会長さんのほうから説明いただきましたけれども、避難所の設置基準というのが一応あるのか、面積、人数、今説明していただきましたけれども、笹川地区の緊急避難所とか、指定避難所、ここの細かな設置基準というものはあるんですか。あったら教えてください。

#### ○ 伊藤危機管理室長

危機管理室長の伊藤です。

指定避難所の設置基準というものは、法律上は災害対策基本法施行令第20条の6で定められているものの、何人であるとか、どれだけのところにどれだけを造りなさいといったものはありません。

避難者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであることでありましたり、速やかに避難者等を受入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであることであ

ったり、想定される災害の影響が比較的少ない場所にあることであったり、車両などによる輸送が比較的容易な場所にあることというような、雑駁とした基準しかございません。

以上です。

#### ○ 早川新平委員

ありがとうございます。

次に、体育館を解体するならば、代替策というのが僕は必要やと思っておるんやけど、理事者側の考え、その期間、壊したときに代替案を持っているのか持っていないのか。もし、持っていないんなら、今後どのようにしていくかという、そこの方向をちょっと教えていただきたい。

#### ○ 伊藤危機管理室長

基本的に代替案というものは持ち合わせてはないんですけども、笹川地区からの要望もございまして、今ある指定避難所の体育館だけではなく、特別教室等であったり、普通教室等であったり、そういったところで充足していくしかないかなというふうに今のところは考えているところです。

以上です。

#### ○ 早川新平委員

ということは、今のお話だと校舎を使っていくということやね。そういう考えはあると。

もしあるんなら、先ほど請願者のほうからもお話があったように、解体着工が7月の予定であるのに、回覧板が4月の初旬で住民説明会が5月30日、それがコロナで7月4日になったという時系列の話がありましたけれども、住民の方に行政側から、こういうコロナやから逆に開催できない理由というのは親切丁寧に僕はやっていくべきやと思っているんです。

この間の質問の中でもお話しさせてもらったけれども、信頼関係がないとやっぱり疑心暗鬼になっていくので、こういう折衝ごとというのは、いいふうには僕は向いていかないというふうなのがあるので、そこは、こういう時期やからというより、開催できないです、理由はこうなんですと。あるいは先ほどの書面でもできるはずやないか、書面を出してあるんやからというご意見をいただきましたけれども、そういった丁寧さはやっぱり僕は、

こういうときやから必要やというふうに思っているんで、そこはちょっとやっぱり気をつけて、市民の方には接してあげていただきたいというふうに思います。

以上です。

#### ○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にご質疑ございますでしょうか。

#### ○ 伊藤嗣也委員

まず、理事者のほうに伺うのに、このような請願が出てきたことは、とても私は残念なんです。

出てきた背景というのは今、早川委員もおっしゃられましたが、やっぱり住民と行政との信頼関係、やっぱりこれがもうベースにないことには、これから進めていくにおいても、仮に、非常にやっぱり残念なことがもうまだまだ起こってくるんじゃないかと。

それで、委員長、ちょっとそれたらまた止めてください。

前の議員説明会でも、住民の合意を取る必要があるというのはちゃんと出た話があったと思います。

本来、危機管理室さんに、この解体云々のことが、つまり、避難所が減るということ、住民説明会が開かれていないというようなことは、いつ、そちらの部署には情報が入ったんですか。

#### ○ 伊藤危機管理室長

私ども、今年に入ってからそういう情報があるというのをお聞きしました。

ただ、私どもとしましては、昨年10月に地区には一応説明に行かせてもらっています。昨年10月に、全地区、行かせてもらっている中で、四郷地区さんには、指定避難所、コロナの関係もありまして、ガイドラインの説明の際に、地区防災組織もお見えになっていましたので、地区防災組織の考え方としては、コロナの関係があつて別室が確保できないので笹川西小学校は使用しない、体育館は使用しないという申出がございました。

私どものほうは、そうですかという形で、開設しない方向で今は行っています。ただ、今も指定避難所としての指定はまだされていますので、解体されていませんから、開ける

ことは可能となっています。

○ 伊藤嗣也委員

昨年の10月に、四郷地区に説明会に行かれたというふうに今答弁されたんですが、説明会の対象は、行政とすれば、あくまでも地域住民全てに対する対象でないとかん思うんですね。一部の団体とか、そんなところだけ説明したらいいというものではない。

だから、今の答弁は非常にまずいと思うんですが、なぜ全住民に説明しなかったんですか。

○ 伊藤危機管理室長

説明がちょっと不足しておりましたけれども、私ども危機管理室としましては、解体の話ではなく、避難所の在り方といいますか、ガイドラインの説明に行ったわけでございまして、これは地区回りという形で全地区、避難所のコロナのガイドラインの説明に行ったというものでございます。解体の話ではなかったということだけご理解いただきたいと思えます。

○ 山口智也委員長

危機管理監としては、ガイドラインのほうの説明であり、解体云々というところはまた別部署であるということですね。

○ 伊藤嗣也委員

そうしたら、同じ行政で、縦割りで、うちはこの範疇だからと。私もこの話は危機管理室のほうに聞くのは、ほかの部署に聞きたいぐらいの気持ちはあるんですけど、仕方がないですね、総務常任委員会にこれが付託されましたので、だから、やむなく伺わざるを得ないので伺っていますが、避難所は、昨年度の都市・環境常任委員会においても、住民説明会を行うという前提やったんですよ。

これは、この場では関係ないかもしれんけど、そういうのが大前提として説明がなされたんですね。

コロナでしていないという、住民説明会を開いていないということだと思んですが、要は住民説明会を開いていない状態で、この議案を上程すること自体が、私はいかなるも



のかというふうに思っております。行政として、非常に市民、住民をばかにしておるとしか言いようがない。

よって、ここに、請願事項の2の住民説明会を開きということが、やっぱりもう大前提になる。危機管理監が今日見えておるけれども、きちっと解体中でだろうが解体後も避難施設がないとなったときに、万が一災害が起こって命が奪われた場合、行政側は責任を取れるんですか。

○ 樋口龍馬委員

伊藤嗣也委員の、今の質疑というか意見の部分なんですけれども、請願の採択、不採択に関わらないところに入ってきていると思いますので、これを説明しなかったら、担保できるのかというよりも、そのようなお考えであれば、この請願事項を採択していくということだと思いますし、意見表明と質疑は、委員長、ちょっと分けて進行していただきたいなと思います。

○ 伊藤嗣也委員

私、質疑しているんですよ。意見じゃない、質疑をしておる。

○ 樋口龍馬委員

意見を言われてましたやん。

○ 伊藤嗣也委員

だけど、質疑も入っていますから、意見だけじゃないので、そこは、委員長、理解いただきたいと思うんですけど。

○ 山口智也委員長

質疑は、伊藤委員のところは、議案にも関わるところでありますので、それは教育民生常任委員会で、別で、今これからされるかと思っておりますので、請願の範囲内のところでの質疑等、お願いしたいと思っております。

○ 伊藤嗣也委員

ですから、何度も申し上げますが、住民説明会をなぜ危機管理室としては開かなかったのかということは聞いてよろしいですか。

○ 山口智也委員長

ですので、今、住民説明としては、避難所のガイドラインの説明について担当としてやったという今答弁があったかと思います。

○ 伊藤嗣也委員

いえ、請願事項の2番のことなんですよ、委員長。2番のことを確認させてもらっておるんですけど、理事者に。そのことは、駄目なんですか。

○ 山口智也委員長

難しいな、なかなかちょっと2番、住民説明というところは、危機管理監で答えられるところではないかと思います。今の質疑でお分かりのように、そこは教育民生常任委員会のほうで議論される部分かなと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員

そうすると、これがこの委員会へ来たことが、私、ちょっとクエスチョンになってくるんですよ。避難所だけのことで、適合するかしないかだけでは。

○ 山口智也委員長

今、伊藤委員のほうから、なぜこの請願がというところでありましてけれども、請願の内容を見ますと、主な論点というのは、指定避難所の云々というところでありまして、お受けした次第でございます。

○ 森 康哲委員

今論点になっているのは、指定避難所の住民説明が何で行われなかったのかというのが、危機管理監は答えることはできないと思うので、二役を呼んでもらったらどうですか。

所管外のことで危機管理監が答えられないのであれば、二役を呼んでいただいて、そこで確認することはできると思うんですが、委員長、どうですか。

## ○ 樋口龍馬委員

請願事項の中に、避難所等に関する住民説明会を開き、十分に意見交換、協議を行うことというのが請願の事項ですね。それがしっかりと履行できるかということ聞いていくのであれば、この請願に関する質疑かなと思うんですが、なぜ行わなかったのかというのは、請願に関する採択、不採択に係る質疑というふうにはちょっと私は受け止められなかったもので、先ほどのようなちょっと伊藤委員の発言中に議事進行をさせて、動議をさせていただいたんですけれども、二役を呼んで、なぜ過去の経緯がこうだったのかというのを確認するのが請願の採択、不採択に関わるのであればですが、それって、伊藤嗣也委員、関わるんですか。これからちゃんと説明していくのかということを確認してもらいたいんと違うのかなと思うんです。

こういう請願が通ったとして、あなたたちはちゃんと説明会をするのかということ聞いてもらうのかなと思って。

## ○ 森 康哲委員

聞き方をちょっと変えますね。

委員長が、危機管理監では答える所管ではないからということに対して、私は、それなら答えられる人を呼んで、ここで確認したらどうかというのを申し上げただけで、過去のこのようではなくて、今この請願の第2項の中の住民説明会を開きというところに対しての説明を求めたらどうかというので発言しました。

## ○ 山口智也委員長

ありがとうございました。いろいろすみません。

ですので、今後、様々なご意見を受けて、危機管理監として、指定避難所を今後どうしていくのかということも含めて、しっかり住民説明をしていくのかどうかというところは、危機管理監の範疇かと思いますので、それはまた質疑をしていただいて、ご判断いただければと思います。

## ○ 三木 隆委員

ちょっと確認させてください。

先ほど参考資料を頂きました避難所の件なのですが、ここには旧笹川西小学校跡地に303名のという部分が今含まれているんですね。

これは、今後このままでいくのか、いかないのかというのは確認させてください。

#### ○ 伊藤危機管理室長

私ども、避難所の考え方につきましては、四日市トータルで考えてございます。笹川地区であるとか、四郷地区でどれだけとかいう算定ではなく、四日市オールで考えておりまして、四日市の中で避難所を確保していくという考え方でおります。

先日も一つ、指定避難所を増やさせていただいていますので、少し、303人をカバーできているかなというところ、四日市全体としてはカバーできているかなと考えているところでございます。

#### ○ 服部危機管理監

危機管理監、服部です。補足させてください。

ご質問いただきました旧笹川西小学校の跡地の収容人員303人の分につきましては、解体が決定いたしましたら指定の取消しを行います。

以上でございます。

#### ○ 三木 隆委員

指定の取消しは分かっておるんですが、この303人、四日市全体で考えるという考え方、そこがおかしいんじゃないですか。

やっぱり僕もいろいろ、八郷地区に住んでおるんですけど、やっぱりその地域地域で、防災訓練も含めて、避難所訓練も含めてやっておるわけなんですよ。

四日市中で足したら、この303人をフォローできるという考え方は、これは無茶苦茶じゃないですか。危機管理監、そういう考え方ですか。もう一度伺います。

#### ○ 山口智也委員長

考え方を改めて整理してください。

#### ○ 服部危機管理監

先ほど室長が申しましたのは、地区ごとに何人という基準がございませんので、市全体で、南海トラフ地震が発生した場合の避難者の想定をしております、その数に基づいて、適切な避難所を確保していくというのが基準の考えでございます。

○ 三木 隆委員

それはちょっと考え方を覚えてもらわんと、いや、これはこういう件が各地域で起こった場合に、なくして、なくして、ほかで造ったからいいという発想って、それはむちゃくちゃです。そこは危機管理監として、絶対おかしいでしょう、危機管理として。

やっぱり地域の人数に対してどれだけの場所が必要やという判断基準が絶対要ると思うんですよ。そんな、四日市中で建てたらええやないかという、その発想はどうですか。

○ 山口智也委員長

もう一回だけ。

○ 服部危機管理監

災害に関しましては、災害の種類によって避難先も変わってまいりますし、地区ごとにおっしゃられましても、例えば津波浸水のあるようなところは地区内だけでは収まらない場合もございます。そういったことから、地区ごとのという考え方は一切持っておりません。

市内全体でどれぐらい確保すればいいかということ、あくまでも目安として、運用しているところでございます。

○ 山口智也委員長

三木委員、よろしいですか。

○ 三木 隆委員

もうこれまでにしておきますけど、やはり数というのは、何をベースに、何が分母でというのがないと、理屈にならないと思うんですよ。

だから、そういう説明で市民が納得するかといったときに、僕は納得しないと思うんですよ。

だから、地域で、地域ごとに防災訓練や云々と、自治会は一生懸命やっていますわ。それを、四日市中でどうやってフォローするかという部分を、また、ひとつ、検討してください。これは要望にしておきます。

## ○ 早川新平委員

今、三木委員がおっしゃったのはごもっともなことなんだけど、この請願に関しては、ちょっと別次元の話かなというふうに、また、これは大事なことで、別の機会で所管事務調査でもやらなあかんかなとちょっと思ったぐらいなんやけど、先ほどの答弁の中で、私ちょっと伺ったら、体育館、この303名のやつの代替案があるのかどうかというところ、教室を考えておるとい話がちょっと、答弁さっきしてもらったばかりで、僕、控えているんやけど、体育館がなくなったら、これ、なくなりますからと、さっき教室を使いますと言ってたところやのに、だから、脈絡が全然感じられないし、一律性がないので、そういうところを僕はひとつ気をつけていただきたいというところが1個あります。

それと、この請願に関して、請願者が、二つあって、ちゃんと住民説明会を開いてくださいよという要望に関しての回答を求めるのに、例えばそれなりに開けなかった理由が、コロナで、開きたいけれども開くことができなかったという大きな理由がもしあるのであれば、それは先方さんに伝えなきゃいかんし、先ほどの請願の内容の中でも文書で出しているんやから文書でくださいよという請願者のご意見があったので、そのこのところの細やかな相手に対する礼儀というのは、やり取りというのか、そこが信頼関係だと思うので、信頼関係をなくすと何の折衝事もできないし、だから、特にこういう避難所の問題で、規定はあるけれども、人道的に、来た人を、もういっぱいやからといって追い返すことはできないで、そのこの信頼関係をどうするかという話ならいいけれども、数字にこだわるのではなしに、やり取りが大事だということ。

それから、理事者側も、先方に文書で出している、それを行かなかった理由とかというのをやっぱり先方に、相手にきっちり礼儀を持ってやれば、ここまで来うへんだと私は思っているんやけれども、信頼関係がなくなるということは、一事が万事、今後それを修復して、回復して、構築していくというのは非常に難しいところがあるので、この請願に対して地元の住民に説明できるんですねとか、この本来のところだけで僕は議論をやりたいというふうに思っています。

以上です。意見です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

○ 森 康哲委員

私も同じところなんですけど、303名の避難所をなくす、これを、説明がやっぱり十分になされていないというのが一番、今回請願が上がってきた理由だと思うんですね。

それを他の教室で賄う、そういう説明すらされていなかったじゃないですか。それ、いつ決まったんですか。特別教室、他の学校の特別教室を使うというのは。

たしか、机上の訓練、HUGを使っただけの訓練でも、体育館だけではなくて、普通教室や特別教室も全部合わせて、どのように避難をするのかという訓練を、もう10年ぐらい前からやられていると思うんですけども、当然折り込み済みで、特別教室とか、災害の規模によっては普通教室まで、教育の現場をどこまで犠牲にできるかということもあるんですけども、織り込み済みのことを今さら、この303名のやつもまた重ねてそこへ盛り込むというのはいかがかなと思うんですけども、そういう議論すら地域とはされていないということなんですよね、確認なんですけど。

○ 伊藤危機管理室長

住民の説明会につきましては、質問書は頂いていまして、その内容が再編に関わるという内容になっているものですから、私どもに直接来ているわけではなくて、都市整備部を通じてという形になっています。

このコロナ禍で、その説明会ができないというお話を6月23日だったか、5月23日だったか、ちょっと日は忘れちゃったけれども、コロナがあるので延びたという形になっています。

その説明が7月の頭にあるというのは私どももお聞きをしていますので、7月のところでは私どもも入って、しっかり説明をしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○ 森 康哲委員

コロナ禍の中での、そういう住民への周知というのが困難であるというのは理解します

けれども、それなら、やはり住民の方にきちっと周知ができるまで、工事自体もストップできるんじゃないですか。特別な理由にも該当すると思うんで、やはり危機管理監の中で、きちっと理解を求めた上での進め方をしてもらわないと、議会も困るわけですよ。

やはりこういう反対の請願が上がってくれば、これ、どうなんだと。議論して、そこで、見直すこともしなければならぬ。手続がどうなんだと、住民説明をきちっとしていないところで進めていいのかと、そういうふうになっていくと思うので、やはりしっかりとこら辺は、請願の上ってきたことを重く受け止めたいということだと思うので、説明していないというのが一番ネックになるのかなと感じました。意見です。

#### ○ 山口智也委員長

それでは、もう様々ご意見も出ておりますので、この後、討論、意見の表明というところに移らせて……。

#### ○ 加納康樹委員

質疑ということで、今、もういろいろありましたけど、この請願が採択されたら、危機管理監も入って住民説明会を開くんですよね。これ、間違いありませんよね。やっていただくんですね。

一番のところの確保というところで、わざわざ建てるということはないと思うんですが、何らかの形で確保されるんだと思います。地区ごと云々というところは私も当然不満があります。この一覧表を見て思ったけど、じゃ、常磐地区2万8000人で、これだけの指定避難所がありますかって、ないですよ。お隣の地区なんですけどね。

そういうこともあるので、市全体でというところも分かるのは分かるので、この避難施設を確保することというのには、例えば、これで見ると、じゃ、四郷地区でいくと、この一覧表に入っていない四郷小学校だとか、お隣、日永地区になるけど、四日市南高校とか、そういうところもみなすとかそういう考え方も、柔軟にやるんですよ。そこだけご回答ください。

#### ○ 伊藤危機管理室長

案で出していただきました四郷小学校は、実は、もう四郷地区の指定避難所になっておりまして、四日市南高校も入っております。ちょっとこの記載させていただいた資料は、



笹川地域ということで限定させていただきまして、川の南のところだけをちょっとピックアップさせていただいています。それから、四日市南高校については、日永地区ですので、ちょっと除かせていただいているところがございます。

ただ、代替案については、先ほどの校舎も含めて、ちょっと考えてはまいりたいと思います。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、その他、討論、意見表明がありましたら、お願いしたいと思います。

特にございませんでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、採決に移りますが、コロナ対策で、傍聴の自粛をお願いしておりますので、請願者の方はご退室をお願いいたします。

それでは、様々なご意見、意見表明がございまして、賛成、反対、両面様々あったかなというふうに理解をさせていただいておりますので、挙手により採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

それでは、請願第2号笹川地区内の避難所確保を求めることについて、採択とすることに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それでは、全員賛成ということでございまして、本件は採択すべきものと決しました。

[以上の経過により、請願第2号 笹川地区内の避難所確保を求めることについて、採決の結果、別段異議なく採択すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、理事者の入替えがありますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

ここで休憩をさせていただきます。こちらの時計で午前11時5分再開とさせていただきます。

10 : 56 休憩

---

11 : 04 再開

○ 山口智也委員長

それでは、これより消防本部に係る議案の審査に入ります。

まず、消防長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 人見消防長

おはようございます。消防本部でございます。総務常任委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、審査に入ります前に、簡単に現在の火災、救急の現況についてご説明をさせていただきます。

○ 山口智也委員長

どうぞおかけください。

○ 人見消防長

座って失礼します。

コロナ禍ということで、全体的に消防の件数が減少しておるといようなマスコミ報道

もごさいますが、火災につきましては、昨日現在49件と、前年度と比較して2件のプラスというようなことで、こちらについては、コロナが発生する以前から大体平均的に発生しておりまして、増減についてはあまりないような状況になっております。

ただ、コロナによるステイホームの状況もありまして、昼間の住宅火災、そういったことが多く発生しておるような状況ですので、今後、消防本部としてもそういう点を考慮に入れて、住宅火災の防火、そういったことに重点を置いて取り組んでいかななくてはならないというふうに考えております。

続きまして、救急でございしますが、救急につきましては、昨年、コロナの緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、そういったことを含めましてステイホームが徹底されたということで、約1割の減少になったわけですが、今年度は、現在6291件と、前年度と比較すると43件の増加となっております。

ステイホームの影響もあって、若干発生件数は抑えられておるわけですが、コロナ前の件数にだんだん戻っていくのかなというようなことで、これからもインド変異株も含めまして、そういうコロナの感染防止対策、そういったことを徹底して救急体制、市民の方が安全に救急車を利用していただけるような体制づくりに取り組んでいかななくてはならないというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、今回、総務常任委員会につきましては、消防本部といたしまして、契約案件を2件、動産の取得として1件、計3件を上程させていただいております。

契約案件につきましては、令和3年度、令和4年度の2か年で計画をしております南消防署の建築工事、それと、電気工事でございます。

南消防署につきましては、南部の臨海エリアの最も重要な消防の拠点でございますので、その工事にもういよいよ着手するというものでございます。

続きまして、動産の取得につきましては、消防団の車両、こちらのほうを更新するというものでございます。

消防団の車両につきましては、これまでボンネットタイプという、ジープタイプのものを配備しておりましたが、キャブオーバータイプのCD-1という型に順次変更してきております。

今回、3台の車両を更新するわけですが、今回の更新をもって、市内の消防団全てがCD-1の車両に入れ替わるというようなことになってございます。

どちらの案件も、森委員のほうから追加資料の請求もいただいておりますので、そこを

含めまして、担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。審査のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

議案第8号 工事請負契約の締結について

－南消防署庁舎改築工事（建築工事）－

議案第9号 工事請負契約の締結について

－南消防署庁舎改築工事（建築電気設備）－

議案第13号 動産の取得について

－消防ポンプ自動車（CD－1型）3台－

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、総務常任委員会として、議案第8号工事請負契約の締結について、南消防署庁舎改築工事（建築工事）、議案第9号工事請負契約の締結について、南消防署庁舎改築工事（建築電気設備）、議案第13号動産の取得について、消防ポンプ自動車（CD－1型）3台を一括議題といたします。

本件について、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明を求めます。

○ 小谷総務課長

総務課長、小谷でございます。よろしく願いいたします。

それでは、今回ご審議いただく工事請負契約と動産の取得のうち、まず、工事請負契約に係る議案第8号及び第9号についてご説明申し上げます。

いずれも南消防署庁舎改築に係る建築工事及び建築電気設備に係るものでございます。

資料のほうは、総務常任委員会の002消防本部（追加資料）をお開きください。

○ 山口智也委員長

よろしいでしょうか。

お願いいたします。

## ○ 小谷総務課長

こちらのほうに、議案、参考資料、そういったものの取りまとめた資料としてまとめさせていただきます。

まず、1番、工事概要でございます。

現在の南消防署の敷地は、昨年度、庁舎西側の隣地約930㎡を購入させていただきました、現在の敷地は約3000㎡となっております。

今回建築する庁舎は、敷地の西側に、鉄筋コンクリート造、一部P C造の三階建てのものでございまして、約1800㎡でございます。

参考までに、現在の庁舎は、本庁舎や附属の車庫などを含めまして約1200㎡でございますので、執務環境もよくなるものと期待しているところでございます。

1階につきましては、消防車庫、交替勤務者の事務所、食堂として活用し、2階は、仮眠室、浴室、そして、3階は、標準勤務者の事務所のほか、大会議室として使用することとしております。

また、附属建物として、自家の給油所、ガソリン5k1、軽油5k1、それと、自転車置場を設けることとしてございます。

あと、建築電気設備として、電灯設備、動力設備、受変電設備、火災報知設備を設けるものでございます。

契約関係でございますけれども、建築工事にあつては契約金額5億8696万円で、契約の相手方は株式会社中村組、契約期間は、契約の日から令和5年3月15日までとなっており、入札方法は、総合評価方式簡易型による一般競争入札で、4者の中から決定してございます。

続きまして、建築電気設備でございます。

こちらのほうは契約金額1億5017万2000円で、契約相手方は林電気工事株式会社、契約期間は契約の日から令和4年9月30日までとなっております。入札方法は一般競争入札により、6者の中から決定してございます。

契約期間が、建築工事と建築電気設備で異なるのは、新庁舎の建設を令和4年9月末までに終えて、その後、引っ越しを終えてから現庁舎の解体、外構工事を進めるためでございます。

工事のスケジュールにつきましては、下段に、続きまして、4ページ、1枚めくって

ただきまして、そちらのほうに、建築工事、そして、建築電気工事の入った入札結果を、5ページから6ページには、敷地配置図、1階から3階までの平面図をつけさせていただいてございます。

続きまして、さきの議案聴取会で森委員から資料請求のありました事項について取りまとめた資料を添えさせていただきました。

こちらのほうは、上段には、南消防署を改築するに当たりまして新たに追加する機能、そして、現在ある機能をさらに拡充したもの、そういったものを整理して表形式にしてまとめてございます。

下段には、南消防署と南部分署との連携に係るものでございます。

南部分署は、南消防署が罹災し使用できなくなった場合のバックアップとして活用するハード的な連携があり、ソフト的なものとしては、南部分署員が南消防署の訓練施設を利活用することにより、南消防署職員との連携が一層図れるものと考えてございます。

続きまして、動産の取得についてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、議案第13号でございます。

消防団の富洲原分団と内部分団、そして、河原田分団の車両更新に伴う消防ポンプ自動車（CD-1型）3台の取得となります。

車体形状につきましては、消防長からの説明もございましたけれども、従来型のボンネット型ダブルキャビンタイプから、キャブオーバー型ダブルキャビンへの変更となります。

契約相手方は株式会社モリタ東海四日市営業所で、取得金額は5億5478万円でございます。

契約は11者による指名競争入札の結果、1回目に落札者が決定してございます。

9ページ目には、入札結果を、10ページ目には、調達契約課が作成しました予定価格算定資料をつけさせていただいてございます。

その次のページにつきましては、消防団の車両の更新計画と更新基準に関する資料として添付させていただいてございます。

資料、最後でございます。

こちらのほうも、さきの議案聴取会で森委員から請求のございましたものについて、まとめたものを添えさせていただきました。

1番、2番に、今回及び過去の同型車両の取得価格が分かるものと、下段には、他都市の同型車両の取得価格が分かるものをまとめたものでございます。

他都市の車両につきましては、積載する資機材がそれぞれ若干異なるというところがあるものの、おおむね今回の取得車両と同じ形式でございます。

消防本部に関連する議案の説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いします。

○ 山口智也委員長

どうもありがとうございました。

それでは、説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がありましたら、挙手にてご発言願います。

○ 森 康哲委員

資料、ありがとうございます。

まず、南消防署の機能アップのところなんですけれども、これを見ると、いろいろな機能アップがされているんですが、太陽光パネルのところは5.4kwとなっておりますけれども、かなり小さいですよ。通常10kwぐらいで一般のところは、設置されているところが多いと思うんですが、これ何か理由があるんですかね。

○ 小谷総務課長

太陽光パネルでございますけれども、消防庁舎につきましては、自家発電を今回設けさせていただいてございます。その関係もございまして、通常では、太陽光パネルは、通常の電気としても使うんですけれども、非常時のことを考えたら自家発電でございますので、それで補足する分として太陽光パネルを設けたもので、委員ご指摘のとおり、若干小さいものとは考えているところでございます。

○ 森 康哲委員

当然、消防署なので、避難所としても地域の人らに活用してもらおう役割もあると思うんです。そのときに、通常の電力が供給されていないときに、太陽光パネルで携帯の充電をしていただいたり、そういうところの役割というのは担うことだと思うんですけれども、それにしても5.4 kwといたらちょっと小さいのかなとも思うし、もう一つは、スマートシティの考え方で、例えば今後、電気自動車とか、いろいろ開発されて普及すると。せつ

かく新しい南消防署を造るのであれば、それも見据えた設備になっているのかどうか確認したいんですけど。

#### ○ 小谷総務課長

先ほどスマートシティの関係でご質問ございました。

これから電気自動車ということを将来的には考えていかなくちゃならないなということは考えてございます。

そういった場合、急速充電器、そういったものを消防車両として購入していくということになれば、必要に応じて急速充電設備だとか、そういったものも対応していきたいなと思ってございます。

ただ、現在のところ、消防車や救急車、そういったものは電気自動車、ハイブリッドタイプというのがなかなか出てきていないものでございまして、今後は、広報車、そういったものが電気自動車とかになっていくことになれば、そういったものに対応できる設備を付加していきたいと、そういうふうには考えてございます。

以上でございます。

#### ○ 森 康哲委員

消防車は大型車両なんで、なかなかそういう対応というのは困難であるのは理解しますが、ただ、救急車や広報車、いろいろ消防が使用している車にはスマートに対応する車両というのはたくさんあると思いますので、そういうのを市民にも周知していただけるように、理解を求めるにも、やっぱりそういう概念は必要だと思うんですね。

せっかく新しい庁舎を設置するのであれば、そういうところの考え方を、今すぐに設置せよということではなくて、設置することができるような仕様にしておくというのも大事だと思うんです、想定してね。

これをまた50年、60年使うわけじゃないですか。その間にやはり技術革新というのは大きく変わると思うんですね。やはりその辺を見据えた設備というのは、きちっとすれば、より市民にも理解は求められると思うので、その辺、消防長、どうですか。

#### ○ 人見消防長

森委員のほうからは、太陽光パネルについてご質問いただきました。



太陽光パネルにつきましては、屋上に設置するという事で、本来であれば消防署の屋上を広く使って、太陽光パネルを設置するという案も1案としてはあるわけですが、屋上につきましては、現在、屋上の訓練場と津波の避難のスペースとして広いスペースを空けておりますので、なかなかそこに太陽光パネルを設置することができないというような場所の制約もございまして、今回5.4kwという、少し小さなものになってございます。

森委員がおっしゃる、そういう将来を見越して設置する場所を確保していくということも大切ではないかという視点につきましては、消防本部としましても重要なことであると思っておりますので、今後、計画の段階でそうしたことを視野に入れて検討をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

#### ○ 森 康哲委員

ぜひ、太陽光パネルは、屋上設置型タイプだけではなくて、例えば四日市公害と環境未来館には壁面で柔軟性を持った太陽光パネルも、四日市で開発されているはずなんですね。もうあれ、設置してかなり年数がたっておりますので、その後どうなったのか、私も今承知してはいないんですけども、過去にはそういう宣伝を、PRをすることも視野に入れて設置したという経緯がありますので、消防本部としてもそういうところは検討していただきたいなと思います、今後ね。

あと、続けていいですか。

#### ○ 山口智也委員長

お願いします。

#### ○ 森 康哲委員

消防車の購入の資料、ありがとうございます。

この資料を見ると、やはり数年前からかなり値段が上がってしまっているなど。私の感覚では1台1300万円ぐらいだったのが、今回1800万円以上になるのかな、1台、そうですね。

あまり機能的にはアップしていないと思うんです。ここ10年で、大きく消防車の機能がアップしたかというのと、このダブルキャビンのCD-1タイプの消防車自体は、そんなに

中身は変わってなくて、値段だけ上がっているのかなという感じがするんですが、何か大きく技術革新で、これがあるから値段が上がったというのがあれば教えてほしいんです。

## ○ 小谷総務課長

消防団車両の変遷ということについてご質問をいただきました。

確かに、委員おっしゃるとおり、過去は1200万円ほどで購入されていた時期もございます。

ただ、その頃から、シャーシメーカー、そういったところにちょっと話を聞かせていただくと、昔、平成14年、平成15年、平成16年、そういった頃から排ガスの抑制装置、例えばDPF、すすを燃やすタイプ、そういった装置を設けられたりとか、衝突軽減ブレーキ、そういったものを設けることによって、シャーシ価格自体で100万円ないし200万円はもう上がっているということをシャーシメーカーからちょっと聞いてございます。

それ以外に、消防団車両の積載品、もしくは取付品、そこで若干金額が上がっている要素があるというのは、カーナビケーション、それと、ドライブレコーダー、それと、昔は消防団の車両、今も、公設もそうなんですけれども、アナログタイプの無線から、デジタルタイプの無線に変遷したことによって、取付け方が若干難しくなって、無線の移設費用もちょっと高くなっていったと。そういったところで、購入費用が高くなっているというところが実情でございます。

それで、追加資料にもちょっと書かせていただいたところでもあるんですけれども、他都市の購入価格、3番、資料の最後のページですけれども、土岐市、碧南市、津市の価格が税抜き価格で1850万円ほどでございますので、そこと比較しても、そこと比較ればまだ安いのかなというふうに見てございます。

ただ、津市のほうは、たまたま仕様書を手に入れてございまして、そこでは、ホースを、四日市であれば10本買うところを30本買うとか、そういったところで単価がやっぱり違うところがございまして、一概に同じと言いき難いんですけれども、他都市と比べると、それほどおかしい価格ではないのかなというふうに私どもは思っているところでございます。

## ○ 森 康哲委員

ベース車両のトラックが、例えば日野自動車とか、ベース車が100万円、200万円上がっているなら理解しますけれども、安全装置や排ガスの装置が、新しくつけたからといって、

ベース車両がそこまで上がっているわけではないと思います。

消防として、特殊な機能が、これだけ機能アップしたよというんであれば理解しますが、なかなか今の説明では理解がしづらいのが事実でございます。

他都市との比較を見ても、これ、津市と土岐市や碧南市というのは分かるんですけども、今も1500万円程度で購入されている自治体もあるはずなんですね。というのは、2 tベース、今使用しているのは3 tで中型免許が要ると思うんですけども、一つランク下の2 tベースで、初心者の方でも乗れるタイプの消防、これはダブルキャビンのタイプで少し幅が小さい、狭いんですけども、同じようなタイプの消防車があると思うんですね。そういうのを導入していくのも一つだと思いますし、同程度の機能があれば、そっちを採用していくというのも一つだと思うんで、今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

他にご質疑ございますでしょうか。

○ 加納康樹委員

ちょっと、なければぐらいだったので、すみません。

簡単に、5ページのところに図面があるので、それに関連してお伺いをします。

本件とは全く関係ないといえば関係ないことなんですけど、5ページの上の図で、国道25号、西から来て、国道23号の側道に左折に曲がる場所があるんですけど、せつかくこの消防署をなぶるんだったらというところの話なんですけど、あそこの左折、事実上左折可でみんな行けると思っていますが、標識としては左折可の標識になっていないので、たまに止まっちゃっている車がいて、ご迷惑がかかっているような気もせんでもないんですが、その辺を分かりやすくするというところを働きかけていくとか、何とかってないものなんですかという、すみません、長く議論するつもりはありませんので。

○ 山口智也委員長

そういう場面とか。

○ 小谷総務課長

今回、南消防署の建設に関して、消防車両が出るから、ここは止めないでねという車線、ゼブラゾーンを設けさせていただいてございます。

その関係で、国土交通省とは話す機会がございますので、現在の実情もちょっと伝えながら、何かいい方法があれば、アドバイスいただきながら取り組みたいと思っております。

○ 加納康樹委員

お願いします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員

4ページの入札なんですが、技術評価点が、落札業者が異常に高いんですね。技術評価点というのは、今、並んでおる4者であればさほど変わらないと思うんですけど、一体、落札業者が飛び出してええというのは何がええんですか。何かあるのかなと思って。

○ 小谷総務課長

今回、総合評価型の簡易型ということで、今回の技術力の評価するところをご質問いただきました。

今回、技術力を評価するテーマとしては、2点、示されてございます。

1点目は、南消防署というのは消防活動拠点ということで、コンクリート打設の際の管理、それと、かぶり厚などの寸法精度、それと、打設後の養生、そういったところを評価しているところでございます。

もう一点は、現庁舎を使いながらちょっと狭い敷地で建てるということでございますので、国道を使う、国道23号、それと、国道25号に隣接しているということで、周辺環境に対する配慮が必要ということをご提案を求めてございました。

その中で、安全対策、そして、施工上留意すべき課題を提案していただいたというところは聞いてございますけれども、それぞれのどういった内容でその技術力を提案されたかどうか、ちょっと私は分かるよしはないんですけども、評価の結果といたしましては、

技術力といった点では、中村組が一番評価がよかったというのが実情でございます。

すみません、中身については、私どももどういった評価、提案がなされたか、ちょっと分からないところがございますので、提案された内容、求めた内容だけご説明をさせていただきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員

委員長、ちょっと答弁になっていないので、技術評価点の一覧の評価点を資料として求めたいと思います。

○ 山口智也委員長

調達契約課になってくるんですよね、そこまでいくと。

○ 伊藤嗣也委員

点数は、こうやって合計が出ていますよね、委員長。それで、例えば一番低い評価点をつけられた業者さんというのは、やっぱりかなり影響が出る可能性はあるんですよね。

金額は大体同じで出てくるのは普通ですよ。総合評価方式で、やっぱりこの技術評価というのは、これ、物すごい差なんですね。それで、今のところ、消防本部さんとしては答えられないのであれば、なんとも、もうそのまま、それで理解してくださいということですか。

○ 森 康哲委員

総合評価方式の技術のところの評価なんですけれども、これは会社の企業秘密も入っていることですので、公表しないこととなっているはずなんです。調達契約課に資料請求しても、それは全部黒塗りで出てくる。

唯一、情報を見られるのは自分の会社の情報だけ。自分の会社で情報開示請求すれば、自分の評価だけ見られると、そういう仕組みになっているので、お伝えさせていただきます。

○ 山口智也委員長

ということでございますので、伊藤委員。

○ 伊藤嗣也委員

森委員の言うように変わったのならあれなんです、以前、委員会か何かで資料が出てきた経験があるんですね。これ逆に隠すほうが変というふうに思いますので、一度、委員長に、聞くだけ聞いてもらえませんか、出るか出やんか。

○ 小谷総務課長

ネット上に出ているものでございますけれども、技術評価点の内訳表というのは公開されてございますので、それだけ刷ってお渡しさせていただく時間を頂いてよろしいでしょうか。

○ 山口智也委員長

お願いいたします。

そうしたら、その資料を後ほど出していただきたいと思います。

伊藤委員、それを確認してから、採決ということによろしいか。

○ 伊藤嗣也委員

いや、採決には影響しませんので。ただ、ちょっと資料として、欲しかったもので、すみません。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

そうしたら、資料のご用意だけ、お願いしたいと思います。

続けて、伊藤委員、お願いします。

○ 伊藤嗣也委員

もう一点。

7ページの自家発電設備なんです、当然、消防署という観点から、大変大事になってくると思います。また、津波避難施設でもあるということです。

それで、これはどのようなタイプの発電設備であって、容量、何kVAで、何時間エンジ

ンが稼働できるのか、つまり、燃料が何か分かりませんが、燃料の供給がどうなるか分からないわけですよね、その辺。

それから、建屋内の電力の供給の優先順位、盤内における、要は電力スケルトンをどういう優先順位で、こういう場合は、ここへ電気が行って、ここは行かんとか、その辺はどうなっておるんでしょうか。

#### ○ 小谷総務課長

自家発電に関するご質問でございます。

こちらのほう、まず、燃料、こちらのほうは、基本A重油で、A重油でなくても、悪い場合は軽油でも対応可能と、そういったもので予定してございます。

それと、定格出力に当たりましては、78.5kVAでございます。

定格で運用しますと、今の燃料の容量からいきますと、A重油1950 l 貯蔵するタイプでございまして、約86時間稼働するものでございます。今までの建築している消防署の機能でございますと、十分な能力を持てるものでございます。

それと、配線、電気の優先順位の区分けの仕方でございます。

こちらのほうは、まず、事務所、そういった通常消防職員が活用する事務所優先でございます。そちらと、あと自家給油設備。非常時、燃料はやっぱり給油できないと駄目ですので、そういったものを優先的に、仮眠室だとか、そこらの職員に若干負担をかける部分については、ちょっと後に回しているところでございます。

#### ○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

結構、安心するような、今ご説明をいただきましたので、利用することがなければいいんですけども、一応そこまで準備いただいておりますということは評価させていただきます。ありがとうございました。

#### ○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にご質疑ございますでしょうか。

○ 森 康哲委員

関連で。

この自家発電設備というのは、何階に設置されるんですか。

○ 小谷総務課長

屋上部分に設ける予定でございます。

○ 森 康哲委員

燃料も、合わせて。

○ 小谷総務課長

燃料は、地下タンクも設けるところでございます。中間タンクも上のほうに設けますので、地下タンクのほうは浸水しないようなタイプで工事をするもので、南消防署の敷地は津波浸水区域ではないんですけれども、そういったことも想定しながら造るものでございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

他にご質疑ございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

ご質疑もないようですので、質疑をこれにて終結いたします。

続いて、討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長



それでは、別段ございませんので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

じゃ、配っていただきますか。

伊藤委員、また、後ほどご確認という形でよろしいですかね。

○ 伊藤嗣也委員

結構です。ありがとうございます。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、簡易採決とさせていただきます。

議案第8号工事請負契約の締結について－南消防署庁舎改築工事（建築工事）－、議案第9号工事請負契約の締結について－南消防署庁舎改築工事（建築電気設備）－、議案第13号動産の取得について－消防ポンプ自動車（CD－1型）3台－は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第8号 工事請負契約の締結について－南消防署庁舎改築工事（建築工事）－、議案第9号 工事請負契約の締結について－南消防署庁舎改築工事（建築電気設備）－、議案第13号 動産の取得について－消防ポンプ自動車（CD－1型）3台－について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、これにて消防本部所管の議題は全て終了しました。理事者の皆様、ありがとうございました。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

理事者の入替えを行います。

それでは、これより財政経営部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 荒木財政経営部長

お疲れさまでございます。財政経営部の荒木でございます。よろしく申し上げます。

我が部でございますが、予算案件、補正予算の第3号と第4号及び一般議案、市税条例の改正、協議会2本をお願いしています。どうぞよろしく願いいたします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

議案第2号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第12款 予備費

歳入全般

議案第15号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

○ 山口智也委員長

それでは、予算常任委員会総務分科会として、議案第2号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）についてのうち、財政経営部所管部分について、議案第15号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第4号）のうち、財政経営部所管部分についてを一括で議題といたします。

資料の説明を求めます。

○ 廣田財政課長

財政課の廣田です。よろしくお願いいたします。

補正予算のうち、財政課に関する部分の説明をさせていただきます。

まず、議案第2号一般会計補正予算（第3号）の歳出のうち、予備費についてであります。

資料は、タブレット画面左側のホームをお開きください。画面左上、今日の会議内の総務常任委員会、分科会をお開きください。

○ 山口智也委員長

ホームの総務常任委員会、分科会ですね。

○ 廣田財政課長

その中のファイル、105令和3年度6月補正予算（第3号）案の概要の2ページをご覧ください。

105番です。補正予算の概要でございます。その2ページをお開きください。

よろしいでしょうか。

○ 山口智也委員長

よろしいでしょうかね。

では、お願いします。

○ 廣田財政課長

上から2段目の表でございますが、歳出の款12予備費におきまして、補正額7億円を計上しております。

例年、予備費につきましては、当初予算で1億円を計上しておったんですけれども、令和3年度当初予算では、新型コロナウイルス感染症への対応などを考慮いたしまして、いつもより多い3億円を計上しておりました。

今回の補正7億円を加えますと、補正後の予備費は合計10億円となる見込みでございます。

す。

この予備費につきましては、5月31日の議案聴取会におきまして、森川議員から予備費7億円の根拠をとということで、追加資料の請求がございましたので、追加資料の説明を続けてさせていただきます。

すみません、資料のほう、同じフォルダ内の113、6月7日追加配付、令和3年度6月補正予算参考資料の3ページをご覧ください。113のファイルでございます。

#### ○ 山口智也委員長

皆さん、よろしいでしょうか。

じゃ、お願いします。

#### ○ 廣田財政課長

113の3ページでございます。予備費の増額補正についてでございます。

まず、見出しの1番、予備費の増額補正についてとあるところの2段目の段落なんですが、全国的に第4波の感染拡大が続く非常事態——非常事態という認識であるということでございます——の中、ワクチン接種をはじめとするコロナ対策については、柔軟に、スピード感を持って、臨機応変に対応していく必要があると考えてございます。

こうした考えの下、予備費10億円については、ワクチン接種における臨機応変の体制増強や、コロナへの緊急対応に要する経費のほか、不測の事態に対し、必要に応じて充用していく方針としております。

これが予備費の考え方でございます。

次に、2のワクチン接種事業費についてですが、ワクチン接種については、現時点で予算額約22億円を措置しております。

この22億円の予算額を超えて、このワクチン接種については、当初は想定していなかった体制増強や業務の追加が避けられず、5月20日の時点の財政課の試算でございますが、6億円を超える追加経費が必要ではないかと見ておりました。

その要因は、集団接種会場の増であるとか、回線の増であるとか、ワクチン移送業務委託の追加など、その時点でも、様々な追加経費を要する変更がございました。

その後も、日々刻々と状況が変化しておりますので、現時点での予算積算がちょっと非常に困難な状況にあるということでございます。

その下に、参考として、予備費の関係規定等を記載してございます。

予備費については、説明はこれで以上です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

先ほどの補正予算の概要の資料に戻りまして、105番の6月補正予算（第3号）案の概要の、もう一度2ページをご覧ください。

105番の2ページですが、今度は歳入のほうなんです、歳入のうち、款16の国庫支出金、一つ飛ばしまして、款22諸収入、それから、款23市債につきましては、歳出予算の各事業費に充当されます特定財源に当たります。

次に、財政課が所管する一般財源の款21繰越金でございまして。

繰越金をご覧ください。

補正額として、10億6037万9000円を計上しております。

8月の決算議会で本来、決算をお認めいただくんですが、まだお認めいただいていない段階なんですけれども、5月末の出納閉鎖が終わりまして、令和2年度の一般会計の決算剰余金、実質収支に当たるんですが、これが例年より多い、40億円を超える規模になるであろうということが分かってまいりました。

そのため、その財源の一部を早期に活用して、今回の補正財源として使っていくということで、繰越金10億円余りを計上したものでございまして。

歳入の繰越金の説明は以上でございまして。

次に、先週金曜日6月18日に追加上程されました一般会計補正予算（第4号）の歳入についてでございます。

資料は、118、6月17日追加配付、令和3年6月補正予算（第4号）案の概要（6月18日上程分）の1ページをご覧ください。

118でございまして。

よろしいでしょうか。

補正の内容は二つございまして。

一つ目は、子育て世帯生活支援特別給付金で、低所得の子育て世帯に対して児童1人につき5万円を給付するものです。独り親分に対するものにつきましては、4月閉会議会で補正予算を既にお認めいただいております。これに続きまして、今度は2人親分に当たるものでございまして。

次は、二つ目は、生活困窮者自立支援金です。

コロナの影響が長期化する中で、緊急小口資金などといった貸付制度について、申請期限が延長されるなどの措置が取られてきましたけれども、貸付限度額に達したことなどによりこうした制度を利用することができなくなって、なお、生活困窮に陥っている世帯を支援するため、最大10万円を3か月給付するものです。

資料2ページをご覧ください。めぐりまして、資料2ページです。

歳入の款16国庫支出金に、3億5343万円を計上しております。

先ほど申し上げた歳出の事業、二つに対して、国費10分の10で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を計上するものであります。

私からの補正予算の説明は以上です。

#### ○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入らせていただきます。

質疑がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

ございませんでしょうか。

#### ○ 加納康樹委員

予備費の増額計上に関してというところに関連する形で少しお伺いをしたいんですが、113の資料の3分の3のところ、新型コロナワクチンの接種事業費についてというふうなご説明もいただいて、ここに関連する形でお伺いをするので、ちょっと財政課さんは直接答えられないかもしれないんですが、この週末から四日市大学とか、そういうところの接種も始まって、じばさんも始まって、接種が進んでいくのは大いによろしいこととは思っていますが、どうも四日市大学、じばさんのところの回りがよろしくない。そこに向けて、市の職員さん、特に保育士さんとかをかなり大量に仕向けているという話はお伺いしております。

市民の方が入れないから、保育士さんが優先的に行くというのは大変いいこととは思っていますが、現場はかなり混乱しておるような感じも聞いているんですが、皆さんのところの認識はどうかというのがもし分かれば、このコロナワクチン接種に関してということになるんですが。

## ○ 荒木財政経営部長

財政経営部、荒木でございます。

私どもが、部長会の際に報告あったことをご報告申し上げますけれども、これが私の知る範囲ということでご理解いただければと思うんですが、委員おっしゃっていただいたように、まず、保幼小中の学校の教諭を、やはり子供と接触していくということで、優先的に接種を始めるというようなことは伺ってございますけれども、あと、その他、現場が混乱しておるという話は、正直申しますと、予算でも我々接触しますけれども、予算のヒアリング等々で、やはり現場は混乱しておると。新型コロナウイルス感染症対策室に關しましては、そういうような印象は持っておりますが、その他、市民の方等の混乱という具合については、私どもはまだ聞こえてきてはございません。

以上でございます。

## ○ 加納康樹委員

もうこれでやめるんですけど、混乱、保育士の方が、もう急に、四日市大学の会場が空いているから、各園から何人ずつ放り込めという形になっていて、そうしたら、それはそれで、例えば、じゃ、四日市大学へ行くシャトルバスには乗れるのか乗れないのかとか、情報が錯綜しておる話も聞くので、全然この予備費計上はオーケーなんですけど、予備費を計上してもらって、もう速やかに、そういうふうなところにもきめ細やかにちゃんと対応できるための経費であることだけよろしくお願いします。

もう終わります。

## ○ 荒木財政経営部長

委員からそういうようなご意見いただいたということで、新型コロナウイルス感染症対策室、政策推進部には伝えたいと思います。

以上でございます。

## ○ 伊藤嗣也委員

関連で。

それは、公立、私立関係なく、保育士、幼稚園教諭等は対象であるという理解でよろしいですか。

○ 荒木財政経営部長

申し訳ございません。そこまではちょっと承知してございません。

○ 伊藤嗣也委員

よろしいです。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、ご質疑ございませんので、討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

別段ございませんので、これより分科会として採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りをいたします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第2号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第12款予備費、歳入全般、議案第15号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第



4号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続いて、全体会へ送るべきとする事項の確認を行います。

全体会送りのご提案はございますか。

(なし)

○ 山口智也委員長

なしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第2号 令和3年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第12款予備費、歳入全般、議案第15号 令和3年度四日市市一般会計補正予算(第4号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、時間的に……。

○ 樋口龍馬委員

議案第3号だけやってしまったら。

○ 山口智也委員長

やってしまいましょうか。

○ 樋口龍馬委員

議案第3号だけ、市税条例等の一部改正だし。

○ 山口智也委員長

そうしたら、すみません、続けさせていただきます。

議案第3号 四日市市税条例等の一部改正について

○ 山口智也委員長

それでは、引き続き、総務常任委員会として、議案第3号四日市市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について資料の説明を求めます。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

市民税課長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

議案第3号市税条例等の一部改正でございます。

資料につきましては、タブレットの今日の会議、総務常任委員会を引き続きお願いいたします。

その中の104提出議案参考資料の4ページをお願いいたします。

○ 山口智也委員長

よろしいでしょうか。

じゃ、お願いします。

○ 清水財政経営部次長兼市民税課長

内容につきましては、地方税法等の一部改正に伴いまして、令和3年3月末に専決処分いただきました本年4月1日施行分を除く部分につきましては、市税条例の関係規定を整備しようとするものでございます。

今回の改正内容は、全て個人市民税に関する改正でございまして、3点ございます。

まず、1点目は、2の(1)①非課税限度額の算定等における国外居住親族の取扱いの見直しでございます。

こちらは、所得税の扶養控除に関しまして、国外に居住する扶養親族のうち、扶養控除の対象となるのは、これまで16歳以上でしたが、今回の改正では30歳以上70歳未満の方が原則除外されることとなります。つまり、16歳以上30歳未満の方及び70歳以上の方に限り、控除の対象となります。

これに伴いまして、個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定に用います扶養親族の範囲からも除外するという内容の見直しでございます。

先ほど原則除外と申しましたが、破線囲みのアスタリスクのただし書のところですが、扶養控除の対象とする例外を記載しております。

例外は、（ア）留学により国内に住所、居所を有しなくなった者、（イ）障害者、（ウ）年間で38万円以上の送金を受けている方が例外とされまして、扶養控除の対象とされます。

こちらの改正につきましては、令和6年度以後の年度分の個人市民税に適用をいたします。

次に、2点目としまして、②医療費控除の特例の延長でございます。

こちらは、セルフメディケーションといたしまして、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当しましょうという考えの下に、医療費控除の特例としまして、特定の市販薬の購入費を一定額以上支払った場合など、所得控除が受けられるという制度でございます。

特定一般用医薬品という分類の薬を購入しまして支払った場合の医療費控除の特例につきまして、対象となる医薬品の範囲をより効果的なものに今後重点化した上で、これらの適用期限を5年延長いたします。

最後に、3点目としまして、③住宅ローン控除の特例の延長でございます。

まず、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除についてでございますが、所得税におきまして、住宅ローン控除が適用され、ローン控除の可能額が、まず、所得税から控除されます。所得税だけでは控除し切れない場合におきまして、控除可能な限度額の範囲内で、個人市民税から控除するという制度になります。

おめくりいただき、5ページでございますが、こちらは、令和元年の消費税率の引上げに当たりまして、住宅に係る需要の変動を平準化するため、消費税率10%が適用される住宅を取得しまして令和2年12月31日までに入居した場合及びコロナウイルスの影響で入居が遅れた場合は令和3年12月31日までに入居した場合におきまして、住宅ローン控除の期間を従来の10年から13年へ、3年延長する特例措置がございます。

これにつきまして、アスタリスクの2の一定の期間、新築でしたら令和2年10月1日から令和3年9月30日までの契約、建売、中古でしたら令和2年12月1日から令和3年11月30日までの契約、この間に契約をしましたら、その入居期限を令和4年12月31日まで延長するなどの措置を講じます。

影響見込額としましては2900万円の減額でございます、全額国費で補填されます。

その他、地方税法等の一部改正に伴う条項ずれの整理でございます。

説明は以上でございます。

○ 山口智也委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

別段ご質問はございませんので、質疑をこれにて終結いたします。

続いて、討論に移ります。

討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 山口智也委員長

別段討論もありませんので、これより採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第3号四日市市税条例等の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第3号 四日市市税条例等の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、午前の部は以上とさせていただきます。

午後は協議会から入らせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

12:02 休憩

---

13:31 再開

○ 山口智也委員長

これで、財政経営部所管の議題は全て終了しました。

理事者の入替えがありますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

どうもありがとうございました。

じゃ、続けさせていただきます。

それでは、これより危機管理監に係る議案の審査に入ります。

まず、危機管理監よりご挨拶をお願いいたします。

○ 服部危機管理監

危機管理監、服部でございます。よろしくお願いいたします。

私どもの議案につきましては、補正予算の1件でございます。

宝くじの社会貢献広報事業でありますコミュニティ助成事業の防災分が採択をされたので、その分の歳入歳出予算を計上させていただくものでございます。

また、協議会では計画を二つ、ご協議をお願いいたします。

一つは、南海トラフ地震防災対策推進計画でございます。主な内容は、南海トラフで、いわゆる半割れ、これは四日市から遠いほうの西側、例えば高知県沖などで発生した場合に、続けて起こるかもしれない大規模地震に備えて、避難行動要支援者など、避難に時間

がかかる方は、事前に1週間避難しておいてもらおうといった内容のものです。

もう一つは、物資備蓄調達計画でございまして、市が備蓄する物資の主なものについて、計画数量を定めるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

## 議案第2号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

### 第1条 歳入歳出予算の補正

#### 歳出第2款 総務費

#### 第1項 総務管理費

#### 第14目 防災対策費

### ○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、予算常任委員会総務分科会として、議案第2号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第3号）のうち、危機管理監所管部分についてを議題といたします。

資料の説明を求めます。

### ○ 伊藤危機管理室長

危機管理室長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号令和3年度四日市市一般会計補正予算（案）のうち、危機管理監関係分についてご説明申し上げます。

タブレットにつきましては、画面左側のホームをお開きください。画面左上、今日の会議のうちの総務常任委員会をお開きください。その中の04総務常任委員会、004危機管理監（追加資料）の4ページをご覧ください。

よろしいでしょうか。

コミュニティ助成事業費補助金は、一般財団法人自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業でありますコミュニティ助成のうち、地域防災組織育成助成事業を活用するものでありまして、内容といたしましては、自主防災組織等のうち、自治会を中心として結成された組織または連合体の活動を促進することで、地域防災力の向上を目指すものであり、災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資する設備等の整備を対象としており、令

和3年3月30日付で三重県を通じて次の1件の助成決定通知を受けたことから、当該団体に補助金として交付するものであります。

事業の実施団体は、海蔵地区防災会です。

事業の内容といたしましては、災害に伴う火災の初期消火のための防災活動に必要な設備の配備として、可搬式消防ポンプ1台、消防ホース5本等を整備するものでございます。

助成額といたしましては、200万円であります。

補正予算額としましては、歳入歳出とも200万円でございます。

次の5ページには、地域防災組織育成助成事業の過去の実績を記載しております。

続いて、6ページには参考資料としまして、コミュニティ助成事業に係る審査の考え方を載せてございます。

優先順位としましては、過去5年間の採択実績がない団体を最優先としまして、2番目として前年度までの申請回数が多いもの、3番目として事業の公益性を考慮し、自治会、自主防災隊よりも、地区連合自治会、地区防災組織等が行う事業を優先しております。

説明は以上となります。

#### ○ 山口智也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑等がありましたら、挙手にてご発言願います。

#### ○ 森 康哲委員

防災会に可搬式ポンプとホースをとということなんですけれども、以前、市民防災隊が沿岸部に結成されて、その市民防災隊の隊ごとに可搬式ポンプとホース、そして、車庫が整備された。

その後、自主防が組織編成されて、メンバーがよく似たメンバーであるということから、統合になったという経緯があります。

その後、可搬式ポンプの扱いも、老朽化で廃止にするところや、更新したところはないと思うんですけれども、引き続き使っているところもまだあると思います。

その中の海蔵地区のこの防災会は、成り立ちとしてはどういう位置づけの防災会なのか、

ちょっと確認しますけど。

○ 伊藤危機管理室長

海蔵地区防災会といいますのは、私ども、地区防災組織連絡協議会がございますけれども、そのうちの一つ、海蔵地区の連絡協議会と、名前が海蔵地区防災会となっておりますけれども、地区防災組織の名前でございます。

○ 森 康哲委員

以前の市民防や自主防の引き継いだところに関しては、維持管理費等も市から支出されていたと思うんですが、この宝くじの助成金で購入された資機材の訓練費とか維持管理というのは、今後どうされるつもりなんですかね。

○ 伊藤危機管理室長

このコミュニティ助成事業での設備の維持管理費は、地区でされると思っています。

○ 森 康哲委員

扱いに対しての訓練費とか、そういうのは、もう渡し切りなんですか。

○ 伊藤危機管理室長

地区防災組織の活動補助金というのがございますので、その訓練の費用であったりすると、ソフトの費用でという形になると思います。

○ 森 康哲委員

実際、可搬式ポンプということであれば、火災出動に従事するということになると思うんですけども、地元の消防団との関わりとか、また、災害に対しての、使用に際しての保証、資機材だけを渡すだけというのはどうもちょっと乱暴な気もするんですが、ある程度、仕様書なり、運営するに当たって取決めを交わした上でお渡ししないと、なかなかこういう可搬式ポンプの性質上、難しいかと思うんですが、何かその辺は、考え方はどうなんですか。



## ○ 服部危機管理監

今回の補正につきましては、地区から要望のあった資機材について、財団のほうへ申請をして採択を受けて、財団のほうから資機材の分としての補助があるということでございまして、市として、特にその物品に何か条件をつけて購入をいただくというものではございません。

## ○ 森 康哲委員

物品の中でも、火災に特化して可搬式ポンプって使うんですよね。その辺の使用基準というのは何も定めなくてお渡しするのはいかがなものかなと思うんですが、市の責任、何もないということですかね。

財団からお金が来たから、要望に際して品物をお渡しすると、使用基準ってないんですか。

## ○ 服部危機管理監

地区で購入いただいて、地区で管理運営をいただく物品でございますので、使用基準を定めるのであれば地区で定めていただくということになると考えております。

## ○ 森 康哲委員

それはあまりにも危険だと思いますし、少なくとも扱い慣れている消防本部に、その辺のところを確認した上でお渡しするべきだと思いますし、後の訓練に至っては、しっかりとした運用基準を設けてお渡ししないと、市の責任というのは問われることになると思います。

その辺、大事なので、委員長、これ非常に、市民の安全安心上、危険を伴うことになると思うので、可搬式ポンプって圧力がかかると、ホース、手を放してしまうと骨折とか死亡に至る事故も起きております。その辺の運用基準とか、使用基準を何にも定めずに、物だけお渡しするのは非常に危ないと思いますので、その辺ちょっと委員会として、危機管理室に再度ちょっと確認をしていただきたいと思いますけど、委員長。

## ○ 山口智也委員長

今回は、宝くじの補助ということで、そちらの経費で、補助でやっていただくというこ

とになるんですけれども、これ以外の、今回のとはちょっと違いますけれども、それぞれの地区で、ハード、ソフトの事業補助、あれでも、こういった同じように補助していると思うんですが、可搬式ポンプの場合、そういった仕様、今、森委員おっしゃったような仕様とか、そういったものは何かあるんでしょうか。

○ 伊藤危機管理室長

特にそういったものはございません。ただ、確かに火災のときの使用という形で、しっかりした使い方はやっぱり習得していただかならんなという思いはありますので、少し消防本部さんとも連携を取りながら、訓練であったりとかといった機会を捉えて指導していくという形かなと思っていますので、連携してまいりたいと思います。

○ 山口智也委員長

今、前向きな、しっかり取り組んでいくという答弁がありましたので、委員会としても、森委員がおっしゃった安全確保というところの大事な視点かと思っておりますので、委員会としてもその点をお願いしたいなと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思っております。

○ 早川新平委員

今の森さんに関連するんやけど、この可搬式ポンプ、これが欲しいというふうに言ってきたんか、宝くじが当たったから、200万円やから、これに近い金額の可搬式ポンプとなったのか、どちらですか。

○ 伊藤危機管理室長

資料5ページにも記載されていますけれども、海蔵地区は毎年のように申請をされていたということで、このポンプが欲しかったんだろうとは思いますが、ようやく当たったといったものでございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

今、森委員がずっとお話しされたように、旧市民防が結構可搬式ポンプを使って訓練をやっておるんですよ。

現実に、可搬式ポンプの訓練をやらせてもらっているけど、じゃ、実際の火事的时候に使うかという、非常に実用性には乏しいのかなというふうには、正直、思っています。

だから、そのところで、森委員は、なぜ今可搬式ポンプなんやと、地域には分団もあるし、いろんなところであるということで、旧市民防を否定することではなしに、逆に我々は非常に感激していて、自主防のリーダーになってもらわなあかんと思っています。地域差はあったとしても、富洲原の場合は毎月第4日曜日に練習をやっているのですね。

だから、そういった意識の強い人たちがやらせてもらうのには、どんどん後押しをしていただきたいんやけれども、200万円というその宝くじのところで、当たったからというところで、じゃ、現実、高齢化になってきておるところも実態としてあって、そのところに、制度に品物、合わせていたのかなというのが非常に、ちょっと時代にそぐわないというか、ちょっと違和感があったのでお伺いしたんですけれども、実態としては、森委員が指摘したとおりのところで、沿岸部にはずっと旧市民防の方がやらせてもらっていて、その方が高齢化になってきているというのも実態で、組織としてやっぱりちょっと危機管理室なり、消防本部のほうとやっぱり話を詰めてもらって、防災の在り方というのはちょっとやっぱり考えていってもらわなあかんかなと思う。

地元が欲しいと言ったんなら、もうそれで当たったので、おめでとうございませうやけどね。一生懸命、有効に活用してください。

○ 山口智也委員長

意見でよろしいでしょうか。

○ 早川新平委員

結構です。

○ 三木 隆委員

少し確認させてください。

この助成事業、実績推移を見ると、平成30年度と令和2年度に該当がないと。これはどういう基準を持って決められておるんですか。

○ 伊藤危機管理室長

この採択、不採択は、先ほど言いました財団のコミュニティ助成の自治総合センターが採択をしますので、私どもは申請はさせていただきましたけれども、当選しなかったといったものでございます。

○ 三木 隆委員

例えば令和元年度に下野の放送設備の整備、これが当たって、平成30年度にもこれが出ていますよね。これは年度別のあれなのか、それとも、総事業費を示さないと、これに該当せなあかんのか、そこら辺ちょっと教えてください。

○ 伊藤危機管理室長

これは不採択になっているもの、年度ごとでもう一度チャレンジをしていくといった形のもものがようやく当選をしたといった形のものでございます。

○ 三木 隆委員

分かりました。

○ 山口智也委員長

他にございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

他にございませんので、質疑はこの程度とさせていただきます。

それでは、討論に移ります。

討論がありましたらご発言ください。

(なし)

○ 山口智也委員長

別段ございませんので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろし

いでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

異議なしと認め、原則どおり採決を行いたいと思います。

なお、全体会へ送るか否かは採決の後にお諮りいたします。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第2号令和3年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続いて、全体会へ送るべきとする事項の確認を行います。

特にございますでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、本件については、全体会へ審査は送ることはなしといたします。

[以上の経過により、議案第2号 令和3年度四日市市一般会計補正予算(第3号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第14目防災対策費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

それでは、続けさせてもらってよろしいでしょうか、協議会。休憩、入れますか。

そうしたら、協議会に移らせていただきます。

13 : 48 休憩

---

14 : 46 再開

○ 山口智也委員長

皆さん集まっていただきましたので、少し早いですが、再開させていただきます。

それでは、これより、総務部に係る議案の審査に入ります。

まず、部長よりご挨拶をお願いいたします。

部長、お願いいたします。

○ 渡辺総務部長

総務部でございます。よろしくお願いをいたします。

今回、私どものほうは当初議案はございませんでしたが、追加議案という形で議案を2件、上げさせていただいてございます。

議案第16号の個人情報保護条例の一部改正、議案第17号のいわゆる番号法の関連の条例の一部改正、この2件でございますが、これらにつきましては、国のほうでデジタル庁が設置をされまして、その法が制定された関係から、私どもの条例で修正が生じてきたというものでございまして、今回、本市におきましては三つの条例がその影響を受けました。

その2件が先ほど申し上げた内容でございますが、もう1件、四日市市戸籍関係等手数料条例、こちらのほうも変更が生じたというものでございまして、こちらのほうは産業生活常任委員会のほうで議案として内容を審査いただいているというものでございます。

私ども、この2件について審査いただくということでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

議案第17号 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

○ 山口智也委員長

それでは、総務常任委員会として、議案第16号四日市市個人情報保護条例の一部改正について、議案第17号四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

本件について資料の説明を求めます。

○ 森総務課長

総務課、森でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、タブレット画面左側のホームをお開きください。次に、画面左上、今日の会議の中の総務常任委員会をお開きください。その中の117、下のほうでございますが、6月17日追加配付、提出議案参考資料6月18日上程分の5ページをご覧ください。

よろしいでしょうか。

それでは、ご案内をさせていただきます。

まず、一つ目ですが、改正の背景といたしまして、先ほどの部長のご案内にも繰り返しの部分がございますが、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣にデジタル庁を設置するデジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律――以下、番号法と申し上げます――の一部が改正されました。

それに伴いまして、関係する2本の条例についての整備を行おうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、両方の条例に共通する改正内容としましては、引用する番号法の条文に、条項ずれが生じることに伴う整理がまずございます。

加えまして、二つ目でございますが、四日市市個人情報保護条例の改正内容としまして、個人情報を取り扱う市としましては、個人情報を照会したもの及び個人情報を提供したも

の名称やその日時等を記録しておく必要がございます。このことを、情報提供等記録と言います。

この情報の内容を訂正した場合においては、そのことを総務大臣に通知することになっておりますが、このたび、個人番号の関係事務が新たに設置されるデジタル庁の所掌事務となり、同庁の長が内閣総理大臣とされたことから、その通知先を、現行の総務大臣から内閣総理大臣へと変更しようとするものでございます。

このことにつきましては、タブレット画面を一つ戻っていただいて、116、6月17日追加配付、議案書、6月18日上程分をご覧くださいませでしょうか。

その中の5ページでございます。

改正後、改正前、真ん中辺りにございますが、その中での第26条個人情報の提供先への通知の真ん中ほどにございますが、下線が引いてあります総務大臣を、左側の改正後、内閣総理大臣に改めると示してある部分でございます。

次に、その下側（審査請求）となっておりますが、第35条、これにつきまして、ご案内いたします。

これにつきましては、第35条審査請求の提出先としまして、この条例の規定による個人情報の開示、訂正、削除、もしくは中止の請求に対する実施機関の決定または不作為に不服があるものは、当該実施機関に対して審査請求をすることができるとなっております。

このことにつきましては、行政不服審査法第4条に定められておりますが、この請求の提出先についての解釈が分かれておるところでございます。

請求先は、一般的には上級の行政庁とされておるところですが、例えばこの市に例えますと、上下水道局に対してすべきなのか、例えばでございますけれども、あるいはその上の四日市市に対してなのかというような、こういった解釈が分かれる場合がございます、こういった場合、四日市だけではないんですが、裁判等で全国的に争われる例がございますことから、判例変更があった場合にも影響を受けないように、同法第4条に定める行政庁へと改めようとするものでございます。

ほかにつきましては、冒頭に申し上げましたように、条項ずれによる改正等でございます、以上が説明となります。どうぞよろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

以上でございます。

○ 山口智也委員長



ありがとうございました。

説明は聞き及びのとおりです。

ご質疑がございましたら、挙手にてご発言ください。

特にございませんでしょうか。

(なし)

○ 山口智也委員長

では、質疑はなしと。

討論もございませんか。

(なし)

○ 山口智也委員長

それでは、反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第16号四日市市個人情報保護条例の一部改正について、議案第17号四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第16号 四日市市個人情報保護条例の一部改正について、議案第17号 四日市市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 山口智也委員長

これで、総務部所管の部分は全て終了しました。

理事者をご退席ください。

委員の皆様はもうしばらくお待ちください。

それでは、その他事項に移らせていただきます。

まず、今回の所管事務調査はなしということでありましたので、次の項、任期中の共通調査のテーマについてでございます。

今回、2年任期の1年目ということで、中長期の調査テーマについて提案をいただければと思いますが、先ほど財政経営部の部分で、樋口龍馬委員のほうから、公共施設の管理について、集約化というところも今後検討していくべきではないかという、そういったご意見をいただいております。

それも含めて、改めてご提案をいただければというふうに思います。

#### ○ 樋口龍馬委員

行政の機能を、集約を図っていく等を行う際に、そのアセットマネジメントだけではなく、公有地、市有地、県有地、国有地まで、場合によっては民間の土地まで含めて、換地、置き換えのことなんかもしながら、集約を図る等々のことが必要なのではないだろうか、そういったことを、まず、土地開発公社の土地だけでも、みんなどこにあるかというのが分からなくて、視察に行ったりしたこともある議員さんもお見えになると思うんですが、そういう視点で、まずは四日市が一体どういうところに財産を持っていて、四日市に関わらず、今度は県が、国がどういうところに土地を持っているんだということを、色をつけてみると、意外と面白いものが見えてくるんじゃないかなというふうに考えているところがありまして、そういったことを、ぜひ、休会中に調査させていただけないかなというふうに考えております。

#### ○ 山口智也委員長

それは、1回にとどまらず、継続的に、必要であればやっていきたいというふうな思いでございますでしょうか。

#### ○ 樋口龍馬委員

必要があれば、場合によってはちょっと見に行ってみないかということが出るのかもしれない

れませんし、その辺りは委員会の皆さんと合意形成を図りながら、やっていただければな  
と考えております。

○ 山口智也委員長

貴重なご提案いただきました。ありがとうございます。

今、樋口委員のご提案について、ぜひやっていこうというご意見があれば、また、いた  
だければと思いますけれども。

賛成、よろしいですか。

(発言する者あり)

○ 山口智也委員長

じゃ、今の件についてはやっていくということで。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それじゃ、別のご提案いただきたいと思います。

森委員、お願いします。

○ 森 康哲委員

樋口さんの提案、ぜひやっていきたいと思います。

その上で、総務常任委員会で長年ずっと課題である調達の問題。契約で、以前は、最低  
価格の変動型で、横須賀モデルでやっていたやつを、中央公契連モデルに変えて、今に至  
っているんですけど、抽選で20件、30件の調達の案件があらうかと思えば、先日の議案聴  
取会のときに資料請求したみたいに、3億円を超える契約でも1件しか応札がないと。今、  
そんなアンバランスな状態の契約案件になっていると。

四日市市にどういう方式がいいのかというのは、これはもう100%はあり得ないだけで  
ど、この契約方式に変えてから、中央公契連モデルに変えてからもうかなり年限がたって

いるということで、再度、当委員会で調査して、変えるなら変えるという方向性も見いだせればなと思いますので、提案したいと思います。

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

調達の問題についてやっていくということでご提案いただきましたが、皆さんいかがでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

そうしたら、これも所管事務調査で今後やっていくということで検討していきたいと思っています。

もう早速ですけれども、次、7月26日に一応予定をしておりますけれども、ここで、一つのテーマをやっていくのか、二つのテーマをやっていくのかというところはいかがでしょうか。

○ 加納康樹委員

今、だから、諮ったのは中長期テーマですよ。

○ 山口智也委員長

中長期テーマです。

○ 加納康樹委員

なので、それは今、お2人の委員からご発言があったので、それを受けていただいて、正副委員長のほうで理事者とも多少調整してもらって、また、次回以降、ご提案いただい  
てなのかなと思って聞いていたんですけど。

○ 山口智也委員長

また、改めて、ご意向を聞いて、また、調整をさせていただこうと思います。

○ 加納康樹委員

何でそういう発言をしたのかというと、私、7月26日の所管事務調査に関しては、そんな中長期テーマじゃなくて、単発物をちょっとしたためていたので、発言を止めていたんです。

○ 山口智也委員長

大変失礼しました。

そうしたら、7月26日の単発というところで今度はご意見をいただければと思いますが。加納委員、お願いします。

○ 加納康樹委員

ぜひ7月のところでお願いしたいと思うのは、何かというのは、ちょっと総務常任委員会の流れがよく分かっていないので、あまり近いところと重なるといけないんですが、ぜひお願いしたいと思っているのが、8分消防5分救急の、それも聞いてもいいんですけど、その後がどういうふうなデータがあるのかということか、どうされているのか。

特に、この1年なんて、コロナで救急件数は減ったとはいうものの、コロナ関連だと搬送されなくてとか、ずっと止まっているとかというのが激しいというのもマスコミ的にはよく聞くんですけど、そういう実態がどうなっていたのかということ。

消防に関しては、実はぜひ聞きたいのが、逆に、この場で森さんに教えてもらえるんだったらもうそれでいいんですけど、8分消防で大体来ていると思うんですけど、来たはいけど、いつまでも周りをうろうろしていて、いつまでたっても水を打たないという、こういうことに関してどういうルールがあるのかということを知りたいですよ。

ご存知のとおりで、先月、うちの町内で死亡者も出る火災があったんですけど、それを見ている方から、消防車が早ようから来たけど、隊員がうろうろするだけで、全然水を打たんのやけど、どうなっておるんやと言われて、その辺のルールが何かあるのかなというのがよく分からないので、要するに、それが一番聞きたいんですけど、要はそれを引っかけて、8分消防5分救急で来たその後、実際に動き出す、実際に水を打つ、その時間ってどうなっていますか、どうなんですかということのを調査したいなという思いがあるんです。

○ 山口智也委員長

8分消防5分救急で到着したその後、どういう動きをするんだということですね。

○ 三木 隆委員

今の加納さんの質問に対して、僕もしつこくこれを質問してきた中で、8分消防というのは、8分後に水を出すじゃないんですよ。8分後にはもう水を打っている状態。実質には6分ぐらいで来て、8分にはもう絶対水が出ておるという返事を得ています。

5分救急にしても、5分後にはもう出発できると、だから、4分には来てなあかんというのが原則で、5分8分の中身は、そういうふうに私は解釈しています、質問の中で。

現実、今、北部分署ができてから、我々の近くはかなり感謝の声が聞こえてきます。それに達していますもんで。

そこら辺の現実、現状、そういう現象があったならば、やっぱり確認すべきだと思いますね。

○ 加納康樹委員

三木さんが言われるの、そうなのかな。何か違う気もするけど。

○ 森 康哲委員

少しお話しさせていただくと、まず、北部分署と南部分署を整備し、拠点を増やすことによって、拠点が増えればそこからの出動となるので、今まで15分かかっていたのが、当然短くなるのは分かります。ただ、今、全て5分8分が担保されているかということ、そうではない。

加納委員が言われるように、コロナの搬送に関しても時間がかかっているのも事実でございます。

もう一つは、道路事情も大きく関係してくると。ネック点の解消によって渋滞が緩和されれば、それはそれで、緊急車両が通りやすくなるし、あと、人口減少によって、車の保有数が減ってくる予想、それも加味すれば、おおむね5分8分が今後担保されてくるのかなど。まだ道半ばだと思います。

もう一つは、火災現場の対応について、なぜすぐ水を打たないのか。これは隊員保護の観点もあるんですけども、まずは現状把握、今回、私が質問したのも関係しているんで

すけれども、今まで音声だけの通報で火災出動すると。そうすると、どんな状態で火災が、延焼中なのか、まだくすぶっているのか、要救助者がいるのかいないのかと、いろんなことが、状況把握がまだされていない。

そこで、どれだけの消防力を、その火災現場に投入するのかというのも、そこへ現場に行かなきゃ分からないことがたくさんあります。

それを把握した上で、すぐに水を打つのではなくて、状況把握して、体制を整えて取りかかるということなので、時間がかかっているように見えるんですけども、結果的には、効果を上げているのかなと、それが1点あります。

もう一つは、隊員の保護、もうこれは危険性をもちろんはらんでいますので、いきなり火災現場へ飛び込んでいくのは今はもうやめよう。どういう火災で、煙が充満しているならそれなりの酸素マスクとか、いろんな装備をしながらやっている。

あと、コロナの問題もありますので、感染防止と、いろいろな対策が今求められていますので、火災現場といえども、状況を見なきゃいけないというのが今現状あって、少しやはり以前とは変わってきているのかなと。

水を打つ打たないは、タンク車がまず到着して、今までは水を打っています。大きな火災の場合は、その辺の消火栓で水を取って、消防団とか、いろいろな消防車を活用して、よりいろんな方向から消火活動するんですけども、消火栓を開ける場合、ほとんどのケースで濁水が発生します。その濁水によって、また、後の、これは上下水道局の協力もあるんですけども、地域の方にご迷惑をかけることになってしまうので、その辺の対応とか、いろいろな影響が発生するのも考慮して消火活動をしているというのが現状です。

## ○ 山口智也委員長

ということで、まず、今回のこの話の取っかかりは、加納さんが言われたように、そういう事例があって、なぜ到着後、放水しないのかと、その理由とか、それに関連して、そもそも8分5分救急の現状は今どうなっているんだ、また、コロナの影響で、今どうなっているんだということも含めてテーマにしていったらどうやということ。

## ○ 加納康樹委員

個人的ですよね。私はぜひお願いしたいというのだけです。

○ 山口智也委員長

これ、将来的に、北勢バイパスの開通、国道477号バイパスとの接続によって、また8分5分救急が変わってくるというのもあるかと思いますが、そういった見通しについても含めていってはどうかなと、今聞いていて思いましたけれども。

○ 三木 隆委員

さっきの加納さんの火災現場、例えば、油火災とか、そういうときにすぐ水を打てないんですよ。そういう事情もあって、そこが明確にならないと、ただおろおろして、怠慢に見えたのか、そこなんですよね。

だから、何らかの、森さんが言うような理由の中で、だから、あんまり隊員の危険性というのは、彼らは訓練していますし、そのための5分8分というルールやもんで、やっぱりそのルールにのっとって、せっかく現場に来ていたら、何らかの理由を説明するなり、かなり、死者が出たんですか。

○ 加納康樹委員

そうです。

○ 三木 隆委員

それは、ただの民家が燃えて……。

○ 加納康樹委員

ぶっちゃけ、その周りの方からも言われたけど、ばっちりその動画を撮っている人もいますよ。見せつけられて、ほら、来たやろう消防士、ほら、うろうろしておるだけで、何にも、いつまでたっても水を打たへん、ほらと、こんな状況だったので。

○ 山口智也委員長

ですので、それが個別のケースの問題点なのか、そうではなくて、規則的にというか、今、森さんがおっしゃったような理由がしっかり背景としてあるのかとか、そこら辺の確認というのもしなければいけないのかなと思いますね。



## ○ 早川新平委員

せっかく今、そういう問題で8分5分のその後という形で、加納委員のほうからもやっ  
てもらったので、これはもう短期的に、例えば1回、2回ですぐ済むことかなと思ってお  
るんやけど、先ほど公共建物の集約化とか、それから、調達契約という、これは2年かけ  
てでもゆっくりやっていくというところで、まとめてもらったらどうなんかなど。

僕は、8分5分は、例えば7月26日、そこで、1回、2回である程度の理解を我々がで  
きれば、やっぱり現実にも亡くなってみえるということで、市民の方からもそういう声をい  
ただいているのであれば短期でやって、どうですかね。

## ○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

そのように整理をさせていただこうと思いますが。

## ○ 樋口龍馬委員

ついでにというところちょっとあれなんですけど、あんまり四日市の中ではなかったビル火  
災が先日あったので、ちょっと前ですけれども、あのときに高所の放水がどうなっている  
のかというところも、少し、併せて確認をさせていただけたらと思うので、8分5分の  
項目の中にちょっと時間を入れておいてもらおうと、よろしくお願ひします。

## ○ 山口智也委員長

また、今後、高層ビルが今より増えてきますので、その点も含めさせていただきます。

そうしたら、テーマについては、取りあえずあまりようけあるとちょっともう私の頭が  
パンクしますので、取りあえずこれをさせていただこうと思います。

また、森委員や樋口委員、加納委員については、個別にまた相談させていただいて、資  
料の準備等をさせていただこうと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、8月定例月議会の議会報告会、シティ・ミーティングについて  
ですけれども、11月2日、夜の6時30分から、海蔵地区市民センターで行いたいと思いま  
すが、よろしいでしょうか。

土日開催もというのがありますので、また、1年のうちでやるかやらんかも含めて、決  
めていこうと思うんですけれども、取りあえず8月定例月議会の議会報告会については、

この日付で一応取らせてもらっておいてもよろしいでしょうか。コロナによってまたどうなるか分かりませんが。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

また、今回の6月定例会議会の議会報告会の開催ですけれども、7月6日の午後6時半から総合会館8階で、私が出席をさせていただきたいと思います。

ほかの委員の皆様については、任意となっておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、分科会長報告、委員長報告の正副一任をいただきたいと思いますが、お願いできますでしょうか。

(異議なし)

○ 山口智也委員長

ありがとうございます。

それでは、最後に、集合写真の撮影を行いたいと思いますので、事務局のほうでよろしく願いします。

15：16 閉議